



内閣府

プレスリリース

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成25年8月29日
内閣府消費者委員会事務局

平成25年1月31日付け及び平成25年7月25日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成25年8月26日の第14回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた3品目について、昨日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の3品目は、第14回新開発食品調査部会において結論が得られ、いずれも特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・いつもの烏龍茶
 - ・いつもの緑茶
 - ・スタイリースパークリング 350ml
2. 上記3品目については、28日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成25年8月28日付けで答申を行った品目

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：山岸・中島

電話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989

(1)平成25年1月31日付け消食表第9号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	いつもの烏龍茶	株式会社 伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、体脂肪が気になる方に適しています。
2	いつもの緑茶	株式会社 伊藤園	本品は茶カテキンを含みますので、体脂肪が気になる方に適しています。

(2)平成25年7月25日付け消食表第206号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	スタイリースパークリング 350ml	株式会社 伊藤園	本品は、血中の中性脂肪を減らす作用のあるモノグルコシルヘスペリジンを含んでおり、中性脂肪が高めの方や、脂肪の多い食事を摂りがちな方に適しています。